

伊豆諸島における海岸漂着物対策推進計画 概要版

海岸漂着物処理推進法（平成 21 年 7 月 15 日施行）に基づき、都では、島しょ地域における海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、「伊豆諸島における海岸漂着物対策推進計画」を策定しました。

参考：「小笠原諸島における海岸漂着物対策推進計画」策定済（平成 25 年 7 月）

1 法に基づく役割分担

各主体		内容
国（環境省等）		基本方針策定、外交上の対応、財政措置 発生抑制対策、技術開発・調査研究
東京都	（環境部局）	地域計画策定、総合調整、 回収・処理対策（技術的支援）、発生抑制対策
	（海岸管理者等部局）	回収・処理対策
町村		回収・処理対策への協力、発生抑制対策
住民等		回収・処理対策への協力

2 伊豆諸島における海岸漂着物対策

海岸漂着物等の円滑な処理対策

- 対策を重点的に推進する区域（重点区域海岸）として 47 海岸を設定する。
- 都（環境部局）は、計画的な実施が図られるよう、総合的な調整に努め、住民等による継続的な回収が図られるよう、町村と協力し技術的支援を実施する。
- 海岸管理者等は、関係者と連携し、所管する重点区域海岸の海岸漂着物等の回収・処理を実施する。
廃棄物処理のノウハウを有する町村と協定を締結するなど実施体制確保に努める。
大型ごみ等の海岸漂着物等は、海岸漂着物等の多い海岸を優先し、計画的に実施する。（年 1 回程度）
- 住民等による回収活動は、自発性・主体性を尊重し、継続的な実施に努める。

発生抑制対策（普及啓発等）

- 発生抑制対策は短期的な取組では効果が得られないことから継続的に実施する。
- 観光協会等と連携して観光客等にも普及啓発を実施する。
- 廃棄物の適正処理や減量化施策等と連携した対策を実施する。

その他

- 都（環境部局）は、海岸漂着物の状況、回収・処理実績情報を収集・分析し、施策に活用する。
- 計画は、おおむね 3 年程度の実績を踏まえ、見直しを行う。